

○佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の運用基準

平成31年3月4日制定

佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領の運用基準(平成31年3月4日制定)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領(平成31年訓令第5号。以下「要領」という。)に基づき、市が発注する建設工事における総合評価落札方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価の方法等)

第2条 総合評価の方法は、除算方式によるものとし、無効又は失格とはならないものについて、技術評価点及び総合評価点を算出する。

2 技術評価点は、入札参加者から提出された技術資料に基づき各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「加算点」という。)に標準点を加えた値とする。

技術評価点 = 標準点 + 加算点

3 前項に規定する標準点は、技術資料を提出した入札参加者に与えるものとし、100点とする。

4 総合評価点は、技術評価点を入札価格で除して求めるものとし、便宜上、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格。以下同じ。)を乗じた値(少数点以下第4位四捨五入3位止)を総合評価点として取り扱うものとする。

総合評価点 = 技術評価点 / 入札価格 × 予定価格

= (標準点 + 加算点) / 入札金額 × 予定価格

5 入札価格が調査基準価格を下回った場合には、入札価格を調査基準価格として前項に規定する算式により減点前の総合評価点を算出し、入札価格に応じて次の算式により総合評価点を減点する。ただし、佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)があらかじめ適当と認める規模の建設工事の場合は、総合評価点を減点しないことができるものとする。

減点 = (調査基準価格 - 入札価格) × (30 / (調査基準価格 - 失格基準価格))

(少数点以下第4位四捨五入3位止)

6 前項ただし書の総合評価点を減点しない場合は、入札価格を調査基準価格として、第4項に規定する算式により総合評価点を算出することができるものとする。

(評価基準等)

第3条 前条第2項に規定する加算点は、対象工事ごとに評価項目、評価基準及び得点配分(以下「評価基準等」という。)を定めて算出するものとする。

2 前項に規定する評価基準等は、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、得点配分については、各評価項目ごとの得点配分を上限として、必要に応じて変更することができるものとする。

(1) 標準型 委員会が適当と認める建設工事 別表1の評価基準等を標準とする。

(2) 簡易型

ア 設計金額が1億2千万円以上の建築一式工事 別表2の評価基準等を標準とする。

イ 設計金額が1億2千万円以上の土木一式工事 別表3の評価基準等を標準とする。

ウ 委員会が適当と認める建設工事 別表1から別表3まで及び別表5のいずれかの評価基準等を標準とする。ただし、別表1にあっては、技術提案に係る評価基準等に替えて簡易な施工計画に係る評価基準等を加えるとともに、別表5にあっては、簡易な施工計画に係る評価基準等を加える。

(3) 特別簡易型

ア 設計金額が3千万円以上1億2千万円未満の土木一式工事 別表4の評価基準等を標準とする。

イ 設計金額が3百万円以上の舗装工事 別表5の評価基準等を標準とする。

ウ 委員会が適当と認める建設工事 別表1、2、4及び5のいずれかの評価基準等を標準とする。ただし、別表1にあっては、技術提案に係る評価基準等を、別表2にあっては、簡易な施工計画に係る評価基準等を除く。

3 評価基準日は、別に規定する場合を除き、入札公告日又は入札執行通知日現在とする。

(技術資料の提出様式等)

第4条 入札参加者に提出を求める技術資料の様式は、次に掲げる様式とする。

(1) 企業の技術力・地域性確認資料(様式第1号)

(2) 配置予定技術者の能力確認資料(様式第2号)

(3) 簡易な施工計画(様式第3号)

**(4) 技術提案(様式第4号)**

(技術資料の評価)

第5条 **前条第1号及び第2号**の技術資料の評価は、入札等を担当する課が行うものとする。

**2 前条第3号の技術資料の評価は、設計・工事等を担当する課が、入札参加者名等を伏せて行うものとする。**

**3 前条第4号の技術資料の評価は、設計・工事等を担当する課及び委員会が指名する職員が行うものとし、評価者は3者とする。**

**4 前項の技術資料の評価については、入札参加者名等を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定(少数点以下第3位四捨五入2位止)するものとし、その評価の妥当性について委員会で審査する。**

**5 前項の委員会を開催しようとするときは、要領第4条第3項の規定に基づき、技術提案の評価結果について、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。**

**6 簡易な施工計画及び技術提案の内容が、ダンピング又は下請業者へのしわ寄せとなる恐れがあると認められるものなどの場合は、それらの一部を採用せず、評価の対象外とすることができる。**

(技術資料の記載事項の確認)

第6条 技術資料の記載事項を確認するため、落札候補者に対し、技術資料の記載事項を証明する書類(以下「証明書類」という。)の提出を求め、内容を確認するものとする。

2 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(佐渡市の休日を定める条例(平成16年佐渡市条例第2号)に規定する市の休日

を除く。)までに、証明書類を提出しなければならない。

3 前2項に規定する証明書類は、評価基準等に示すところによるものとし、入札公告又は入札執行通知書に明示するものとする。

4 第1項の確認において加算点の加点が認められず総合評価点が過大となる場合は、総合評価点を減点修正するものとし、これにより総合評価点が最も高い者が入れ替わる場合は、落札候補者を取り消したうえ、次順位者について第1項の確認をするものとする。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 技術資料を入札公告又は入札執行通知書で指定する提出期限までに提出しない場合

(2) 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと確認された場合

(3) 加算点が零点に満たない場合

(4) 配置予定技術者の申告がない場合

(5) 簡易な施工計画**及び技術提案**の内容が白紙の場合等、不適正な場合

(簡易な施工計画に係る設計変更)

第8条 簡易な施工計画**及び技術提案**の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

(監督員による履行確認)

第9条 監督員は、受注者の技術資料を確認し、技術資料の履行状況を履行確認表(様式第5号)に記録しなければならない。

2 配置予定技術者は、監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、継続教育(CPD)単位の取得証明書の写し及び現場監督業務の中で確認を行うものとする。

3 市内業者の活用は、監督員が下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者等との契約書(注文書、請書及び基本契約書等)及び現場監督業務等の中で確認を行うものとする。

4 簡易な施工計画**及び技術提案の内容**の履行確認は、受注後に施工計画書に記載することとし、監督員が現場監督業務の中で確認を行うものとする。

5 前項の確認において不履行を確認したときは、速やかに入札等を担当する課に報告を行うものとする。

(工事成績評定点等の減点)

第10条 配置予定技術者が配置できなかった場合は、審査項目総合評価履行確認にて3点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、病気、けが、退職、死亡等予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合(市の承認を得た上で配置予定技術者の評価(「若手技術者の育成」を除く。)と同等以上の技術者を配置する場合)、産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中休業する場合は、交代する技術者の評価にかかわらず減点を行わない。

2 市内業者の活用が、受注者の責により履行できなかった場合は、審査項目総合評価履行確認にて3点の工事成績評定点の減点を行う。

3 簡易な施工計画の内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定の減点を行わない。ただし、工事成績評定の通常の審査項目に反映させる。

4 評価得点を受けた技術提案の内容が、受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、審査項目総合評価履行確認にて3点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、評価得点を受けることができなかった技術提案(評価の対象外とした技術提案を除く。)については、工事成績評定の通常の審査項目に反映させる。

5 技術資料の内容を受注者の責により履行できなかった場合は、当該工事の完成日以降に競争入札が行われる総合評価落札方式の評価において、評価基準等に基づき加算点の減点を行うものとする。

(評価経過等の記録様式)

第11条 評価の結果等は、当該各号に掲げる資料により明らかにしておくものとする。

(1) 総合評価落札方式に関する評価調書(様式第6号)

(2) 簡易な施工計画評価調書(様式第7号)

(3) 技術提案評価調書(様式第8号)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日前に改正前の佐渡市建設工事総合評価方式試行要綱の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

(施行期日)

- 3 この基準は、令和3年4月22日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。(令和3年4月16日改正)

(施行期日)

- 4 この基準は、令和3年10月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。(令和3年8月19日改正)

(施行期日)

- 5 この基準は、令和3年11月10日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。(令和3年11月5日改正)

(施行期日)

- 6 この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。(令和4年2月22日改正)

(施行期日)

- 7 この基準は、令和5年1月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。(令和4年12月8日改正)